

企業活動と患者団体の関係の透明性に関する指針

2013年12月27日 制定

Meiji Seika ファルマ株式会社

1. 企業方針

Meiji Seika ファルマ株式会社は、有用かつ高品質な製品を研究開発し、それを安定的に供給するとともに、適正な製品情報を迅速に提供することにより、人々の健康と安心に貢献することを使命とし、謙虚に日々努力してゆくことを経営の基本としています。

このような使命をまっとうするためには、当社は、新薬の創薬段階から市販後における医薬品の適正使用推進や安全対策に至るまで、医薬品と患者さんが関わるあらゆる場面において、患者さんやご家族のニーズや悩みを理解し対応していくことが求められております。

このため、当社が患者さんやそのご家族の声を代表する患者団体と協働する機会があります。また、行政、医学界ともに「患者の声」をより重視するようになり、行政当局の委員会や検討会に患者団体の代表者が委員として参画することも増えてきました。

そこで当社は、患者団体とのあらゆる活動における透明性を確保するために、日本製薬工業協会（以下、製薬協）で定める「製薬協企業行動憲章」、「製薬協コンプライアンス・プログラム・ガイドライン」、「製薬協コード・オブ・プラクティス」、「企業活動と医療機関等の関係の透明性に関するガイドライン」、「患者団体との協働に関する行動指針」をはじめとする関係諸規範およびその精神を基に、当社の「企業活動と患者団体の関係の透明性に関する指針」（以下、本指針）を定め、情報公開を行います。

本指針は、当社が患者団体に提供している支援について、一定のルールのもとに情報を開示することにより、一層の透明性を確保し、その活動が高い倫理性を担保したうえで患者団体の活動に寄与していることに関して、広く理解を得ることを目的としております。

2. 公開方法

当社HPを通じて公開します。

3. 公開時期

毎事業年度終了後1年以内に公開します。

4. 公開対象

次の（1）～（4）項目を公開の対象とします。

（1）直接的資金提供

（対象）寄附金、会員・賛助会員費、協賛費、広告費等

（内容）直接的資金を行った患者団体名および費用項目ごとの金額を記載します。

(2) 間接的資金提供

(対象) ● 患者団体支援を目的とした企業主催・共催の講演会、説明会、研修会等に
伴う費用

● 患者団体支援に関連して外部業者に業務委託した費用

(内容) 間接的に資金提供を行った患者団体名および資金提供総額を記載します。

(3) 当社からの依頼事項への謝礼等

(対象) 講師、原稿執筆・監修、調査、アドバイザー等の費用

(内容) 当社から依頼を行った患者団体名および費用項目ごとの金額を記載します。

(4) その他

(対象) 労務提供の有無

(内容) 労務提供した患者団体名を記載します。

5. 定義

本指針における患者団体の定義は次のとおりとします。

「患者団体」とは、患者・家族、その支援者が主体となって構成され、患者の声を代表し、患者・家族を支えあうとともに、療養環境の改善を目指し、定款・会則等により定義された役割や目的を有する患者会および患者支援団体とします。

以上